

●町内の接種委託医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	定期予防接種											
			四種	三種二種	ポリオ	MR	麻しん	風しん	日本脳炎	BCG	ヒブ	小児用肺炎球菌	子宮頸がん	
おち内科循環器科	大溝 508-12	960-3620				○	○	○	○					○
おひさまファミリークリニック	筒井 399-1	984-0088		○		○	○	○	○					○
梶原クリニック	出作 1-1	960-3197	○	○		○	○	○	○					○
木口内科	西高柳 110-1	984-3729				○	○	○	○					○
しげかわ産婦人科	恵久美 804-1	960-3500		○		○	○	○						○
しのぎき医院	西高柳 246-4	985-2000		○		○	○	○	○					○
高瀬内科胃腸科	出作 539-1	984-8980	○	○		○	○	○	○		○	○		○
たけだ内科クリニック	筒井 947-7	985-0003		○		○	○	○						○
武智泌尿器科・内科	恵久美 711	960-3555		○					○					○
友澤外科	北黒田 173-1	985-0511	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
松前病院	筒井 1592	984-1300		○		○								
松野内科クリニック	大間 166-1	961-6677		○					○					○
むかいだ小児科	恵久美 792-1	985-0115	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 他市町の医療機関や予防接種、助成事業に関する詳しい内容については、お問い合わせください。

子どもの予防接種

●町では定期の予防接種を実施しています。
定期予防接種は、予防接種法により接種回数や対象年齢が決められています。
医療機関に事前に予約して、接種してください。

●定期予防接種

予防接種名	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔
BCG(結核)	生後12カ月未満	生後5～8カ月未満	1	
ヒブ(Hib)	初回接種開始 生後2～7カ月未満	初回接種開始が 生後2～7カ月未満	4	27～56日間隔で3回。 その後7～13カ月の間で1回
	生後7～12カ月未満		3	27～56日間隔で2回。 その後7～13カ月の間で1回
	1～5歳未満		1	
小児の肺炎球菌感染症	初回接種開始 生後2～7カ月未満	初回接種開始が 生後2～7カ月未満	4	27日以上の間隔で3回。 その後60日以上あけて、 生後12～15カ月の間で1回
	生後7～12カ月未満		3	27日以上の間隔で2回。 その後60日以上あけて、 生後12カ月以降に1回
	1～2歳未満		2	60日以上
	2～5歳未満		1	
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	1期初回 生後3～90カ月未満	生後3～12カ月未満	3	20～56日
	1期追加	1期初回終了後 12～18カ月以内	1	1期初回終了後6カ月以上
※ 生ポリオ・単独の不活化ポリオ・三種混合を一度も接種していない人が対象。四種混合を三種混合・単独の不活化ポリオと併用する場合も、三種混合の規定回数を超過して接種することはできません。				
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期初回 生後3～90カ月未満	生後3～12カ月未満	3	20～56日
	1期追加	1期初回終了後 12～18カ月以内	1	1期初回終了後6カ月以上
ポリオ	1期初回 生後3～90カ月未満	生後3～12カ月未満	3	20日以上
	1期追加	1期初回終了後 12～18カ月以内	1	1期初回終了後6カ月以上
麻しん 風しん	1期 1～2歳未満	1歳	1	
	2期 5～7歳未満で小学校	幼稚園・保育所の年長児	1	
日本脳炎	1期初回 生後6～90カ月未満	3歳	2	6～28日
	1期追加	4歳	1	1期初回終了後1年以上
	2期 9～13歳未満	9歳	1	
特例 平成7年4月2日～19年4月1日生まれの人は、1期と2期の残りの回数を20歳未満であれば定期接種として受けることができます。				
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	2期 11～13歳未満	11歳	1	
子宮頸がん (ヒトパピローマウイルス感染症)	サーバックス 小学校6年生～高校1年生相当年齢の女性	中学校1年生	3	初回を0カ月として、1カ月後、6カ月後
	ガーダシル		3	初回を0カ月として、2カ月後、6カ月後
※ ワクチンの組み合わせによる安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないため、必ず同一ワクチンで接種すること。				

成人歯科健診を受けましょう

～いつまでも自分の歯でおいしく食べよう～

歯は健康の要です。歯が丈夫だと、しっかりかんでおいしく食べることができます。虫歯や歯周病は、重症にならないと自覚症状が現れにくいので、知らない間に進行していることも少なくありません。歯磨きなど毎日のセルフケアだけでなく、年に1回は歯科健診を受け、早期発見・早期治療につなげましょう。

- 受診期間 平成25年6月1日～26年1月31日
- 対象者 松前町に住民登録のある40歳以上の人(1人につき年1回限り)
- 実施場所 松前町内、伊予市、砥部町の協力歯科医院
- 内容 虫歯・喪失歯の状況、歯周病スクリーニング検査(簡易な歯周ポケットの検査)、歯列・顎関節・粘膜疾患・入れ歯の状態、口腔清掃状態
- 利用方法 まずは健康課保健センター係にお越しください。受診券と問診票をお渡しし、歯科健診協力医院をお知らせします。その後、協力医院で歯科健診の予約を取って受診してください。
- 個人負担 500円(受診時に協力医院へ支払い。訪問健診の場合は交通費として別途500円必要)

完成しました!

「松前町健康づくり計画」

松前町の健康づくりの指針となる「松前町健康づくり計画(第2次松前町健康増進計画・第2次松前町食育推進計画)」が完成しました。

この計画により、これから11年間、松前町らしい「健康づくり」や「食育」の推進に取り組んでいきます。

詳しい内容については、今月号の広報まさきと一緒に各戸配布していますので、ご覧ください。

